

京都市国民健康保険生活習慣病一次予防事業実施要綱

(目的)

第1条 京都市国民健康保険加入者のうち、特定健康診査の結果が基準値外の者等で数年以内に生活習慣病を発症する可能性が高いと見込まれる者に、自らが健康的な生活習慣を獲得できるための保健指導を行うことにより、その発症を予防し、被保険者の健康づくり及び将来的な医療費の適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 京都市国民健康保険加入の40歳から74歳の者のうち、特定健康診査の結果から、数年以内に生活習慣病を発症する可能性が高いと見込まれ、次の各号に該当する者。

ただし、特定保健指導の対象者は、特定保健指導の利用を優先する。

- (1) 肥満の者
- (2) 血圧・血糖・脂質等の検査結果が基準値外の者
- (3) その他保健指導を必要と認める者

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は京都市とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる法人等に委託して実施することができる。

(実施事業)

第4条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 運動習慣の改善に資する事業
- (2) 食習慣の改善に資する事業
- (3) その他の生活習慣の改善に資する事業

(実施内容)

第5条 次の各号に掲げる必要な事項を実施する。

- (1) 生活指導
 - メタボリックシンドロームをはじめ、生活習慣病の各種疾病や禁煙・適正飲酒等必要な生活習慣改善に関する情報提供等
- (2) 栄養指導
 - 現行の「日本人の食事摂取基準」を活用した健康づくりの指導や調理実習等
- (3) 運動指導
 - 現行の「健康づくりのための身体活動・運動ガイド」を活用し、参加者の年齢に即した指導や具体的な運動方法の実習等

(周知方法)

第6条 広報活動及び周知を次の各号の方法で実施する。

- (1) 事業案内資料を個別に郵送

(2) その他の有効な周知方法の活用

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、事業の実施に関し必要な事項は保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金課長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。